

指名停止措置簿

商号又は名称	上岡建設
代表者名	上岡 久
主たる事務所の所在地	高知県宿毛市大島6-19
指名停止期間	令和6年4月10日～令和6年4月23日(2週間)
指名停止の理由	<p>宿毛市都市建設課発注の令和5年度 建 第3号 市営改良住宅手代岡第2団地建替え工事(第1工区)の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に負傷者を生じさせたと認められるため。</p> <p>※該当条項 宿毛市建設工事指名停止等措置要領 第1条 別表第1の第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当</p>